

令和3年2月6日

薬局開設者 各位

岩手県薬剤師会事務局

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、第三次補正予算の成立を受け、厚生労働省から標記について通知がなされました。

本補助金では、感染拡大を防ぐための取組を行う保険薬局を対象として、20万円を上限として補助されます。補助の対象経費は、令和2年12月15日から令和3年3月31日までに要した経費で、第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」と同じ考え方であり、同事業により補助を受けた保険薬局も補助の対象となります（ただし、今回の対象経費には第二次補正予算の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象経費としたものを計上することはできません）。

本補助金は、国の直接補助事業であるため、補助の申請は薬局から直接厚生労働省に行うこととなり、交付要綱・申請書様式・Q&A等は、厚生労働省ホームページに掲載されており、申請期限は令和3年2月28日（当日消印有効）で、申請は1回のみとなっております。

申請を希望される薬局におかれましては、厚生労働省ホームページ内の該当ページをご覧ください、ご対応いただきますようご案内申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

※ 本事業の申請先・問い合わせ先は当会ではありませんので、ご注意ください。

【事業名】 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

【補助上限額】 薬局：20万円

【補助対象経費】 補助の対象経費については、令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次の経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）。

・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

【申請書提出先】 〒119-0397 銀座郵便局留

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

・提出期限 令和3年2月28日（当日消印有効）

【問い合わせ先】 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

0120-336-933 （受付時間は平日9：30～18：00）

以上